資料3-3

条例構成案(情報コミュニケーション条例)

かある人 ボコミュ 投の利用 列
役の利用
• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •
列
こ応じた
ョン手段
位びにこ
及び利用

人もない
ミュニケ
利用でき
関する施
ンョン支
冬、派遣
7 长空
る施策

				○災害時における情報の 提供及び取得並びに意思 疎通支援者に関する施策
		○ほか,市長が必要と認 める施策	○ほか,市長が必要と認 める施策	○ほか,市長が必要と認める施策
				部局横断的に取り組むこと
施策推進のため, 当事者 等に意見を聞き, その意 見を尊重		施策推進のため, 当事者 等に意見を聞き, その意 見を尊重	施策推進のため, 当事者 等に意見を聞き, その意 見を尊重	施策推進のため, 当事者 等に意見を聞き, その意 見を尊重
		観光旅行者その他の滞在 者への対応		
		学校における手話の普及		
財政措置	財政措置	財政措置	財政措置	財政措置
委任	委任	委任	委任	委任
附則	附則	附則	附則	附則
平成31年4月1日施行	令和元年7月3日施行	令和2年4月1日施行	令和3年4月1日施行	令和 年 月 日施行

^{※1} 高松市およびさぬき市は、「手話言語条例」および「情報コミュニケーション条例」を一体的に制定。

^{※2} 観音寺市および三豊市は、2市による一体的な検討会を開催し、同様の内容の条例をそれぞれの市で制定。